

粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する省令案（概要）

平成 27 年 7 月
労働基準局安全衛生部

1 改正の趣旨

平成 26 年度の厚生労働科学研究（受託者：早稲田大学名古屋研究室）では、鋳物工場において砂型を造型する作業について調査を実施し、平成 26 年 8 月に「鋳物工場での砂型造形作業における粉じんばく露リスクの調査研究報告書」がとりまとめられた。

同報告書は、平成 27 年 2 月 17 日に開催された第 15 回労働政策審議会安全衛生分科会じん肺部会に報告され、同部会から、鋳物工場において砂型を造型する作業について、有効な呼吸用保護具の使用が必要であるとの意見が示された。

そこで、有効な呼吸用保護具の使用が必要な粉じん作業の範囲の見直し等を行うため、粉じん障害防止規則（昭和 54 年労働省令第 18 号）及びじん肺法施行規則（昭和 35 年労働省令第 6 号）について所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

（1）粉じん障害防止規則の一部改正

① 労働者の健康障害を防止するための各種措置を講じなければならない「粉じん作業」の範囲の拡大

現在、「粉じん作業」として砂型を用いて鋳物を製造する工程において、砂型を壊し、砂落としし、砂を再生し、砂を混練し、又は鋸ぱり等を削り取る場所における作業（水の中で砂を再生する場所における作業等を除く。以下「砂型に係る作業」という。）を指定しているところ、鋳物を製造する工程において、砂型を造型する場所における作業を新たに追加すること（別表第 1 関係）。

② 労働者に呼吸用保護具を使用させなければならない作業の範囲の拡大

現在、労働者に呼吸用保護具を使用させなければならないこととされている作業として、砂型に係る作業のうち、型ばらし装置を用いないで、砂型を壊し、若しくは砂落としし、動力によらないで砂を再生し、又は手持式動力工具を用いて鋸ぱり等を削り取る作業を定めているところ、砂型を造型する作業を新たに追加すること（別表第 3 関係）。

（2）じん肺法施行規則の一部改正

① 現在、じん肺健康診断を行わなければならない「粉じん作業」として、砂型を用いて鋳物を製造する工程において、砂型を壊し、砂落としし、砂を再生し、砂を混練し、又は鋸ぱり等を削り取る場所における作業（設備による注水をしながら砂を再生する場所における作業等を除く。）を指定しているところ、鋳物を製造する工程において、砂型を造型する場所における作業を新たに追加すること（別表関係）。

② その他所要の改正を行うこと。

3. 施行日

平成 27 年 10 月 1 日（予定）